

加東の市政をお伝えします! 加東市 市政出前講座

加東市職員が講師となり、市の事業や取組の内容を紹介する「加東市 市政出前講座」を実施しています。



- ◆対象
加東市内に在住、在勤、在学の方で構成され、概ね10人以上の参加が見込まれる団体等
 - ◆実施時間
9時～17時の間
※原則土曜日、日曜日、祝日を除く
 - ◆実施場所
加東市内
 - ◆申込方法
申込用紙を企画政策課に持参、郵送、FAXまたは電子メール
※申込用紙は、企画政策課、市立公民館の窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
 - ◆申込期限
実施希望日の3週間前
 - ◆注意事項
□オンラインでの実施は、利用されるツールによって対応できない場合があります。
□会場使用料や材料費等、講座に必要な費用は、申込者に負担いただきます。
 - ◆令和6年度 講座メニュー(新規のみ)
- | |
|---------------------|
| 在住外国人の生活支援と交流事業について |
| 人権学習・啓発の取り組みについて |
| 簡単な工作をしよう |
- ☎まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階) ☎43-0389
FAX 42-5055 〒673-1493 加東市社50
✉ kikaku@city.kato.lg.jp

みなさんの手で、加東市をより元気なまちに! まちづくり活動を募集します

次の3コースから1コース選択し、応募してください。※応募できるのは1コースのみ

コース	対象活動	補助率 (予算の範囲内)
一般	市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動または地域コミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図られる広域的なもの	対象経費の60% ★上限 20万円
スタート応援		対象経費の100% (3年目は80%) ★上限 20万円
テーマ解決	次のいずれかに該当する活動 ①人口の維持・増加 ②加東市の知名度アップ、交流人口の増加 ③男女共同参画や女性活躍の推進 ④国際交流や多文化共生の実現	対象経費の100% ★上限30万円

☆活動は令和6年度中に完了するものとします。

- ◆対象
下記の全てに該当する団体
□市内に活動拠点があること
□構成員が概ね5人以上であること
□代表者と構成員の半数以上が加東市内に在住、在勤、在学していること
※「スタート応援コース」は、設立後3年以内の団体に限ります。
- ◆応募方法
必要書類を人権協働課に持参
※必要書類は、人権協働課、市立公民館、図書館などにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆募集期限
5月24日(金)
☎市民協働部人権協働課(庁舎1階)
☎43-0544



軽自動車税(種別割)の減免制度

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0397
〒673-1493 加東市社50

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を4月1日時点で所有している方に課税される「軽自動車税(種別割)」ですが、下記に該当する方は、減免を受けることができます。

◎身体障害者等減免

- ◆対象
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、下記の両方に該当する方
□車両が次のA、Bのいずれかに該当する
A手帳等の交付を受けている方が所有
B手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方が所有
□運転者が次のア～ウのいずれかに該当する
ア手帳等の交付を受けている
イ手帳等の交付を受けている方と生計を同じくしている
ウ手帳等の交付を受けている方を常時介護している
※世帯内に運転できる人がいない場合は、世帯の全員が手帳等の交付を受けている場合に限り、運転者が世帯に属していない方であっても、減免を受けることができます。
- ◆必要書類
□軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用)
□手帳等の写し □自動車検査証の写し
□運転免許証の写し
□納税義務者の個人番号確認書類
☎マイナンバーカード、個人番号通知書
※運転者が世帯に属していない場合は、事前に税務課にご連絡ください。

◎構造減免

- ◆対象
障害のある方が利用するための構造を持つ車両(車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等)の納税義務者
- ◆必要書類
□軽自動車税(種別割)減免申請書(構造減免用)
□自動車検査証の写し
□構造変更の内容を確認できるもの
※自動車検査証で確認できる場合は不要
□納税義務者の個人番号確認書類
☎マイナンバーカード、個人番号通知書

共通事項

- ◆申請期限
5月31日(金)
- ◆申請方法
必要書類を税務課に郵送または持参
※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
- ◆注意事項
□令和5年度に減免を受けた車両は、令和6年度も引き続き減免が適用されます。ただし、次の場合は、改めて申請が必要です。
◆車両の名義を変更した場合
◆異なる車両で減免を受ける場合
◆身体障害者等減免について、運転者や障害者の変更がある場合



軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税
第1期の納期限は 5月31日(金)
(納税通知書は5月1日(水) 発送予定)

・市税の納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
・コンビニエンスストア、スマートフォン決済でも納付できます。
☎総務財政部税務課(庁舎1階) <軽自動車税(種別割)> ☎43-0397
<固定資産税・都市計画税> ☎43-0395
<納付> ☎43-0398

補聴器は 早めの使用がおすすめ!

- 補聴器貸出体験コース
ご購入前にご自宅や日常生活の中でお試しください。ご検討の際はぜひご利用ください。
- 5年延長保証サービス
メーカー保証に加え5年までの延長保証もお選び頂けます。詳しい内容はカウンセリング時にご説明いたします。

お気軽にご相談ください!

早期装用の補聴器
早めのほうが補聴器になじみやすい!
聞き取りを良い状態に保ちやすい!

聞こえにくい状態を放置すると聞き取りの力が低下することも。聞こえにくさを感じたら、早めに補聴器の使用をご検討ください。

補聴器専門店 営業時間 午前10時～午後3時
補聴器センター 定休日 土・祝日 P完備
めいりょう3 加東市社1126-1 イオン社Bio2階
TEL:0795-42-7500 FAX:050-6860-5285

広告

広告

—あなたの町の住まいの便利屋さん—

屋内工事 / 屋外工事 / 機器取替
小さな工事から大きな工事まで
家の事なら、なんでもおまかせください!

リフォーム加東 TEL0795-42-3590
加東市社 353-3

広告 数名 小・中・高 学習塾
夏期講習 受講生募集!!
BETTERからBESTへ
しぶ たに がく えん
澁谷学園
三木市吉川町山上142-3
(道の駅とうじょう・吉川温泉よかたんより3.5km)
☎0794-73-1035
一地元公立教科書を理解させる授業—
学年別最大5名の少人数指導・不登校生への指導配慮・学年別自習室有・数検英検指導

指導時間帯
小5・小6/6:00~7:30
中学・高校/8:00~10:00
個別指導受け付けます